

大正五年六月二十一日發行 第三號 第一頁

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷二十二第

行發日一月四年五十正大

## 論叢

動物界の食糧問題……………教 授 川村多實二

國際課税けるお人及び證券の所在……………法學博士 神戸 正雄

勞農露國における勞働義務……………教 授 末川 博

作州の農民騷動……………經濟學士 黑 正 巖

世界經濟の成立過程……………法學士 作田 莊 一

## 時 論

自作農維持策としての地租免除……………法學博士 河田 嗣 郎

## 講 演

木綿工業經營の現状一斑……………商學士 井 上 潔

## 雜 錄

總計豫算と純計豫算……………法學士 汐見 三 郎

妙心寺の無盡講……………經濟學士 中川與之助

京都帝國大學經濟學部紀要の刊行について……………經濟學博士 本庄榮治郎

(禁 轉 載)

雜錄

總計豫算と純計豫算

沙見三郎

一

一國の豫算を讀むと云ふ事は、一つの大きな仕事である。況んや、その財政經濟事情を異にし、その豫算編成方法を異にする諸國について、豫算の國際比較を試みると云ふ事は、更に困難なる事情を伴ふのである。勿論豫算面に羅列せる數字をそのまま拾ひ上げ、これを機械的に數へる事は、極めて容易であるが、これ恰も豫算を讀まざりしと同様の結果に歸着するのである。豫算に示されたる數字を實質的に解剖し、その背後にひそむてゐる豫算編成の真相を捕捉する程度に迄達するには、可なりの努力が必要である。

第二十二卷 (第四號 一五八) 六九二

豫算編成の實質に觸れると云ふ意味に於て豫算を讀む事は、局外者にとつては殆んど不可能と云つてもよい。特に其國以外に在る人にとつては、其國の豫算は全くの謎である。Schanz教授が「日本の豫算には、常に祕密の特別豫算が含まれてゐる」と云つたのも、一はこの事情に基くのであらう。此意味に於ける祕密ならば、日本の豫算に限らず、世界各國の豫算に於て隨所に之を發見する事が出来るのである。現に、賠償委員會の専門家委員會の如き、獨逸の賠償金支拂能力を調査する爲めに獨逸の豫算に手を染めたが、結局獨逸の豫算は不可解なりと匙を投げたのも、その適例ではないか。

然し豫算が祕密を含み、その祕密が局外者に全く明かにせられないのは、喜ばしい事ではない。特に財政學の研究にたづさわる者にとつては、頗る遺憾である。たまたま近着の Deutsche Wirtschafts-Zeitung に於て Dr. Arnd Jessen 氏が、一般問題として總計豫算と純計豫算との長短を比較し、更に其實例として獨逸の豫算を解

- 1) Budget S. 96 (Handwörterbuch der Staatswissenschaften. vierte Auflage III. Band)
- 2) Ein Nettoetat des Reichs (22. Dezember 1925) Problem der Etattechnik (21. Januar 1926)

割してゐるのである。我等外國人は、これによつて獨逸の財政につき一つの研究資料を得た譯である。

## II

Jessen 氏は、先づ第一に總計豫算主義(Budgetar)一本槍にて進むを戒しめ、總計豫算と共に純計豫算(Nettoetat)を併用し、兩者の長所を發揮すべき事を主張してゐる。

財政學の教科書を見ると、何れも純計豫算を排斥し總計豫算を勧めてゐる。純計豫算は、純收入及び純支出を掲ぐる豫算である。租税收入ならば徵稅費を除きたる殘額、私經濟收入ならば經營費を差し引きたる純益を收入として豫算に計上するのである。云はば國庫の受拂ひしたるものの全部で無くして、その頭だけが豫算面に現はれてゐる譯である。之に反し、總計豫算に於ては、苟も國庫を出づるものならば總て支出に計上し、苟も國庫に入る以上は總て收入として勘定し、純計豫算の場合の如き中間の懷勘定を一切許さないのである。國庫統一主義の目

的は總計豫算に於て始めて達する事が出来る。我が會計法が「租税其の他一切の收納を歳入とし、一切の經費を歳出とし歳入歳出は之を總豫算に編入すべし」「國務大臣は其の所管に屬する收入を國庫に納むべし、直に之を使用することを得ず」と規定せるが如く、現今諸國の豫算は殆んど凡て、主義として總計豫算を採用してゐる。過去の純計豫算を棄て現今の總計豫算にうつた原因として、或は中央集權の傾向が強くなつた事又は貨幣經濟の發達したる事等があげられてゐる。而して立憲政治の確立と共に豫算を公開して議會の協贊を受くる必要を生じた事が、總計豫算の發達の勢を特に助けたるは、疑ふべくも無い。

かくて總計豫算を採用する事により國庫の統一が保たれたのであるが、これのみにては豫算編成の内容は明かにならないのである。凡そ國家の行政は之を支出行政と收入行政との二つに分つ事が出来る。財務行政とか官企業とか云ふものは、常に純收入を齎すものであつて、收入行

政に屬する。然し財務行政及び官企業を除きたる一般政務行政は、全く收入を齎らざるか、又收入を齎らすにしても結局支出が收入を超過するかの何れかであるから、支出行政と呼ばれてゐる。支出行政と收入行政との内容を明かにし、而して兩者を調和せしむる所に、豫算編成の大方針が存在するのである。然るに、單純なる總計豫算に於て支出と收入とが漫然併立してゐては、その豫算の數字は局外者に對し何等の意味をも齎さないのである。

Jessen が單純なる總計豫算主義に満足せず、更に純計豫算の併用を主張するのは、全く此理由に基くのである。

三

Jessen は獨逸の經常部豫算を例にとり、その戰前千九百十四年の數字と戰後千九百二十五年の數字とを比較してゐる。單純なる總計豫算以外に更に純計豫算を掲ぐべしとの主張に基き、各部門に應じて純計豫算を次の如く算定したのである。

獨逸の經常部豫算 (百万マルク單位)(△不足)

A 財務行政	一九一四年		一九二五年	
	收入	支出	收入	支出
計	二,三六〇	一,八四〇	五,九四六	三,五九六
一般財務行政	二〇〇	一,〇〇〇	五〇一	三,六六六
大藏省	二,一六〇	八四〇	五,四四七	三,九三〇
支出	二〇〇	一,〇〇〇	一〇〇	一〇〇
收入	二,一六〇	一,八四〇	五,八四六	三,四九六
剩餘	△	△	△	△
繼續的支出	〇	〇	〇	〇
一時的支出	〇	〇	〇	〇
收入	〇	〇	〇	〇
剩餘	△	△	△	△

I 中央行政  
 大統領  
 參議院  
 內閣



財務行政、政務行政、公債、平和條約の履行及び官業の五つにつき、純支出又は純収入に屬する數字即ち純計豫算を計上すると次の如き結果を得るのである。

	一九一四年	一九二五年
A 財務行政	+ 三〇,四七五	+ 三,四七五
B 政務行政	△ 一,七七	△ 二,三三
C 公債	△ 〇,一四	△ 〇,一四
D 平和條約の履行	—	△ + 〇,〇〇
E 官業	+ 〇,〇〇	—
	△ + 〇	△ + 〇

一九一四年と一九二五年との兩年に於て、支出行政が幾何の純支出を必要とし、收入行政は幾何の純収入を齎したるか、而して兩者の關係如何は、この純計豫算によつて始めて一目瞭然となるのである。これ單純なる總計豫算の傳へ得ざる所である。

四

我國に於ては、豫算と云へば分らないもの、代名詞と云つて宜い程、一般社會に知られてゐないのである。而して我が豫算を謎に導く最大

原因は、三十以上の特別會計が一般會計の外に存し且つ一般會計と特別會計との關係が一樣でない事である。其結果として一體幾億圓の金が國庫に入り幾億圓の經費が國庫を出てゐるかにつき全く見當がつかず、結局、名ありて實なき總計豫算を擁してゐたのであつた。最近小川博士の研究を始めとし、太田博士、大藏省の努力によつて此方面が多少改善せられたのは、喜ばしい事である。將來我國に於て一般會計特別會計を通じたる綜合豫算、綜合決算が公にせられる様な事にでもなれば、純計豫算主義より總計豫算主義への道は一層よく開けて行く事であらう。然し「その」が獨逸の豫算に於て試みたるが如く、我國の總計豫算は同時に純計豫算の特色を没してはならないのである。

世界何れの國に於ても純計豫算に徹底したる例なく又總計豫算のみを實行してゐる事も聞かない。要は純計豫算と總計豫算とを如何なる程度に調和すべきやにある。Jessen の試は此意味に於て有益なる研究である。

3) 大正六年の豫算を讀む(本誌第十三卷第二號)  
4) 國民豫算論